

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表10の項を次のように改める。

10	削除		
----	----	--	--

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行及び手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されたことに伴い、手数料を徴収する事務から個人番号カードの再交付に係る規定を削除したいので、この案を提出するものである。